

流域治水会議および減災対策協議会の進め方について

R4.3.16

第8回 阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会

第3回 阿賀野川水系(阿賀野川)流域治水会議

「緊急行動計画」の今後の展開について

- 水防災意識社会の実現に向け、令和2年度を目標として、円滑かつ迅速な避難・被害軽減のための取り組み等について「緊急行動計画」として取りまとめ着実に推進してきた。このうち、危機管理型ハード対策については、令和2年度までにおおむね完了の見込みとなったところ。
- 緊急行動計画に含まれていた避難や水防対策については、引き続き、大規模氾濫減災協議会において「地域の取組方針」を作成するとともに、これを各河川で進められている「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

水防法

河川法

流域に関する対策

水防災意識社会の再構築（大規模氾濫減災協議会 国管理河川 129 協議会）

緊急行動計画 H28～R2（5 年） ※ 1

※未達成のものは要因を分析し、流域治水プロジェクトとして位置づける

地域の取組方針

避難・水防対策

危機管理型ハード対策等

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

R2概ね完了見込み

※ 1
大規模氾濫減災協議会では、緊急行動計画に危機管理型ハード対策（河川法に係るもの）を位置づけ取り組んできたが、R2に概ね完了するため、R3以降は、避難・水防対策の更なる充実を図る。

※ 2
R3以降、大規模氾濫減災協議会では、避難・水防対策の更なる充実を図る。流域治水協議会は、大規模氾濫減災協議会等における取組の状況等を確認・点検し、流域治水プロジェクトに記載する。

流域治水（流域治水協議会 国管理河川 118 協議会）

R3以降

流域治水プロジェクト R3～

大規模氾濫減災協議会

※ 2

地域の取組方針

避難・水防対策

避難計画、防災教育、水位情報の強化、水防体制の充実など

河川対策の検討

河川整備、ダム建設など

流域対策の検討

下水道、流出抑制、土地利用・住まい方の工夫、浸水拡大抑制、利水ダムの活用など

阿賀野川水系流域治水プロジェクト

阿賀野川水系（阿賀野川） 流域治水会議 （R2年9月設置）

【目的】あらゆる関係者が協働して、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う

阿賀野川大規模氾濫に関 する減災対策協議会 （H28年4月設置）

【目的】「水防災意識社会」を再構築するため、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進する

＜構成機関＞
あらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）※減災対策協議会構成機関を含む

水防法第15条の9
＜構成機関＞
河川管理者、氾濫域市町村、利水ダム管理者他

連携
協働



阿賀野川水系 ダム洪水調節 機能協議会 （R3年9月設置）

河川法第51の2
＜構成機関＞
河川管理者、
利水ダム管理者、
治水ダム管理者、
ダムユーザー

【目的】緊急時に既存ダムを最大限活用するため、洪水調節機能向上の取組の継続・推進を図る



連携・協働

阿賀野川上流域（阿賀川）



連携・協働

阿賀野川水防連絡会

「河川管理の強化について」S57河川局治水課長通達
＜構成機関＞河川管理者、水防管理団体